

令和4年3月

宇土市議会定例会議案（追加）

令和4年3月3日提出

令和4年3月市議会定例会追加議案目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第31号	宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第32号	宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	2
議案第33号	宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第34号	宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第35号	宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6
議案第36号	令和3年度宇土市一般会計補正予算（第15号）について	7 別冊

議案第 31 号

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 34 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 4 年 6 月の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例第 5 条第 2 項の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とし」とあるのは「と、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 号）附則第 2 条第 1 号ア中「127.5 分の 15」とあるのは「167.5 分の 10」とし」とする。

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

市議会議員の期末手当について、国家公務員特別職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第32号

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の宇土市長等の給与及び旅費に関する条例第3条第2項の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とし」とあるのは「と、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第2条第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とし」とする。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

市長等の期末手当について、国家公務員特別職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第33号

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成12年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第2項の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とし」とあるのは「と、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第2条第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とし」とする。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

教育長の期末手当について、国家公務員特別職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第34号

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宇土市一般職の職員の給与に関する条例（平成12年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の宇土市一般職の職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第19条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び宇土市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第19条第4項から第6項まで（宇土市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）第13条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第22条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第3号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例又は宇土市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第11号）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第19条第2項に規定する特定管理職員（次号イにおいて「特定管理職員」という。） 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

一般職の職員の期末手当について、国家公務員一般職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第35号

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

提案理由

放課後児童健全育成事業を円滑に実施するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 36 号

令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 15 号）について

令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 15 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 3 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。